

2026年7月22日

「JR 貨物グループ人権方針」の策定について

当社は、「JR 貨物グループ中期経営計画2026」に掲げる「人権尊重と企業の成長を両立するDE&Iの推進」を体系的に推し進めるために、「JR 貨物グループ人権方針」を策定しました（人権方針の概要については「別紙」参照※）。今後は、本方針に基づき、人権尊重の取り組みを実施することで、社会の持続的な発展に向けて総合物流企業グループとしての責務を果たしていきます。

1. 背景

近年、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」や日本政府の「ビジネスと人権に関する行動計画」を背景に、企業における人権尊重の重要性が高まっています。こうした社会的要請を踏まえ、人権尊重を事業活動の基盤として位置付け、持続的な成長と企業価値の向上を目指すため、本方針を策定しました。

2. 概要

本方針は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を基本として、「国際人権章典」、国際労働機関「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」等の人権に関する国際規範を支持するものとして策定しており、当社グループにおける人権尊重の最上位の方針として位置付けています。役員・従業員をはじめ、お客さま、取引先、地域社会などすべてのステークホルダーの人権を尊重するとともに、差別やハラスメントの禁止、安全で健康的な労働環境の整備、強制労働・児童労働の排除、労働基本権の尊重、サプライチェーンにおける人権課題への対応、プライバシーの保護、環境・気候変動に関する人権問題などを重要な取り組み事項として定めています。

3. 今後について

人権デュー・ディリジェンスを継続的に実施し、人権侵害リスクの把握・防止・軽減に取り組めます。また、教育・啓発や相談・救済体制の充実、ステークホルダーとの対話を通じて実効性を高めるとともに、重要人権課題を定期的に見直し、人権尊重と持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

※当該方針内「5. 人権デュー・ディリジェンス」にて言及されている重要人権課題については「別表」参照

人権方針概要

JR貨物グループ

JR貨物グループは、産業と人々の暮らしを支える総合物流企業グループとして、社会の持続的な発展に貢献することを使命としております。その基盤となるのはすべての人の尊厳を尊重し、人権を守るという普遍的な価値観であり、役員・従業員一人ひとりが人権尊重の理念を理解し、日々の業務において実践することを求めることにより、持続可能な社会の実現と経済発展に向けて誠実に責務を果たしてまいります。

01

前文

産業と人々の暮らしを支える総合物流グループとして、役員・従業員一人ひとりが日々の業務において人権を尊重します。

02

基本的な考え方

人権に関する国際規範に則り、全てのステークホルダーを人権の主体として尊重し、人権侵害等の防止・軽減・救済に継続的に取り組みます。

03

適用範囲

JR貨物グループ全ての役員及び従業員に対し、本方針を適用します。
また、取引先にも本方針の理解と支持を求め、協働して人権尊重に取り組みます。

04

人権の尊重

個人の多様性やプライバシーを尊重し、あらゆる差別や偏見に基づく言動を認めず、厳しく対処します。

05

人権デュー・ディリジェンス

(※)企業が事業活動における人権侵害リスクを把握し、防止・軽減・救済につなげていく取り組み

人権デュー・ディリジェンス(※)の取り組みを継続的に実施し、人権侵害等の防止・軽減に努めます。また、別表の通り重要な人権課題を定め、適切な取り組みを推進します。

06

人権啓発推進体制

JR貨物代表取締役を含む取締役（社外取締役を含む）、常勤監査役及び本社関係部長から構成される会議体を設置し、本方針に基づいた取り組みを推進します。

07

教育・啓発

役員及び従業員に対して、人権に関する教育・啓発活動を行います。
また、取引先等に対しても理解促進に向けた取り組みに努めます。

08

救済措置

事業活動において人権リスクが生じていることが明らかになった場合、匿名で通報可能な窓口を設置し、通報者の保護を徹底しつつ、適切な方法でその是正及び救済に取り組みます。

09

情報開示

本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、公式ホームページ等を通じて適切に情報提供を行います。

10

ステークホルダーとの対話

ステークホルダーとの継続的な対話を通じて、人権リスクの把握や問題意識の共有に努め、定期的に本方針の見直しを行います。

11

その他

経営会議での承認：2026年6月16日

取締役会での承認：2026年6月25日

重要人権課題及び取り組み方針

2026年6月25日版

1 労働条件・労働環境



賃金や労働時間に関する法令を守り、安全で働きやすい労働環境を提供します。

2 差別・ハラスメント



いかなる差別・ハラスメントも禁止します。

3 強制労働・児童労働



強制労働や児童労働等は、一切認めません。

4 労働基本権



結社の自由・労働基本権を尊重します。

5 サプライチェーン上の人権侵害



サプライチェーン上で資材の調達における人権侵害を発生させないようにします。

6 地域社会との調和



現業機関では地域住民の意見を尊重し、事業活動を進めていきます。

7 プライバシー・知的財産権



法令に基づきセキュリティ対策を行い、個人情報・知的財産権を保護・管理します。

8 環境・気候変動



環境負荷低減に取り組み、環境・気候変動に関連する人権侵害を予防・軽減します。